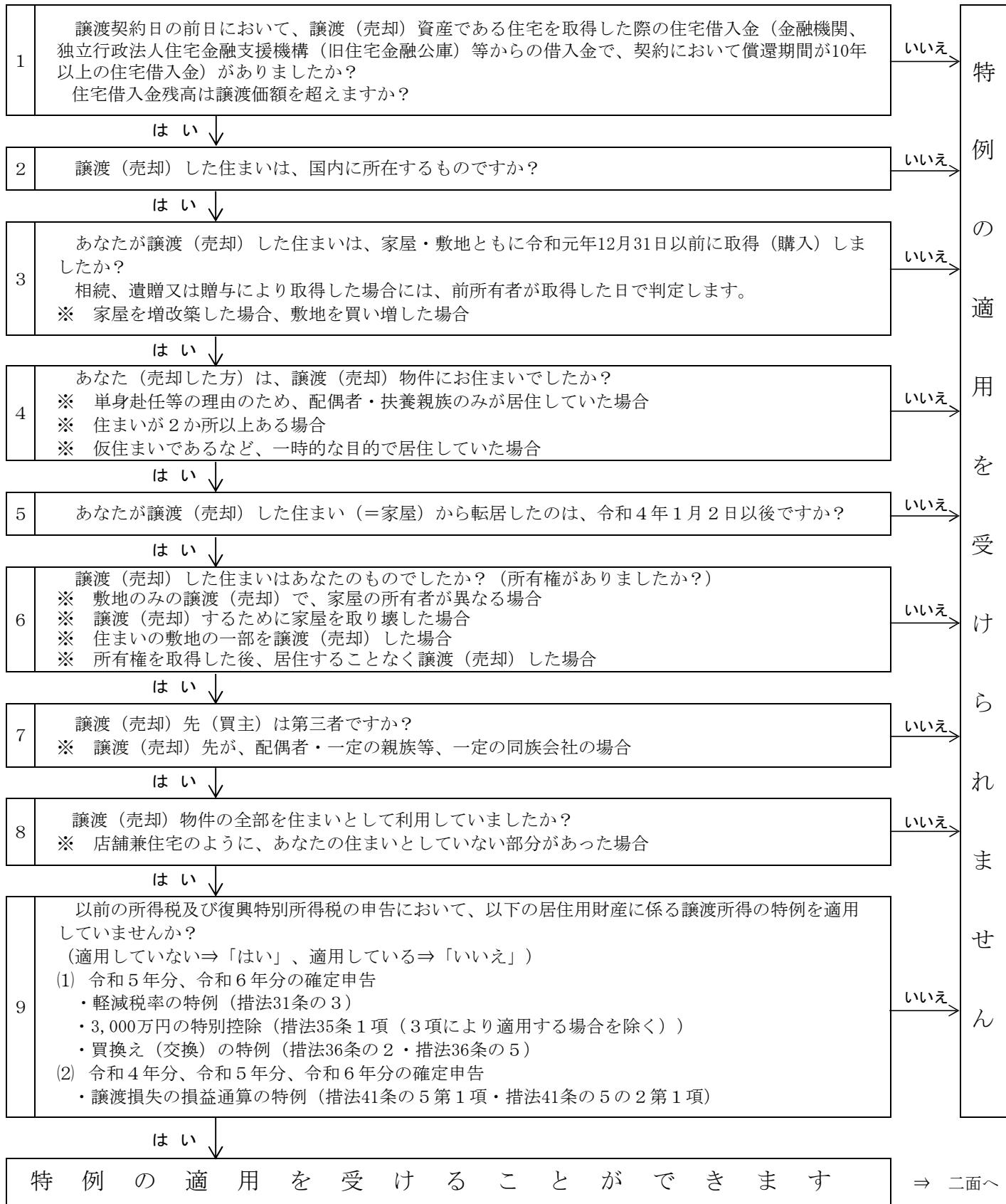


特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例チェックシート・措法41条の5の2

氏名 _____

☆ 「はい」「いいえ」を○で囲みながら進んでください。

☆ 「※」に該当する場合は、国税庁ホームページ（タックスアンサー）をご確認いただくか、職員にお尋ねください。

国税庁ホームページ（タックスアンサー）
はこちら

確定申告書に次の書類を添付して提出してください。

- 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
- 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【措法41の5の2用】
- 譲渡資産の売買契約書の写し、登記事項証明書等（閉鎖登記に係るものを含みます）
☆ 令和7年1月1日において、譲渡資産の所有期間が5年を超えることを明らかにするもの
(注) 登記事項証明書については、「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」を提出することなどにより、その添付を省略することができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
- 譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地が異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの
- 譲渡資産に係る住宅借入金等の残高証明書
(譲渡に係る契約を締結した日の前日現在のもの)

【留意事項】

繰越控除を受ける場合は、譲渡した年分の確定申告書を期限内に提出し、その後の年分の確定申告書を連続して提出する必要があります。

ただし、繰越控除を受けようとする年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用できません。

繰越控除を受ける年分の添付書類は次のとおりです。

○ その年において控除すべき譲渡損失金額及びその金額の計算の基礎、その他参考となる事項を記載した明細書